

基準 1 1 . 社会的責務

基準 11. 社会的責務

11-1. 社会的機関として必要な組織倫理が確立され、かつ適切な運営がなされていること。

(1) 事実の説明（現状）

11-1-① 社会的機関として必要な組織倫理に関する規定がされているか。

本学は教職員の法令順守、服務規律に関する組織倫理の一般的な規範を「就業規則」に定めている。

組織倫理の規範の中で、まずセクシュアル・ハラスメント及びアカデミック・ハラスメントの禁止及び予防については、同就業規則及び「大阪音楽大学セクシュアル・ハラスメント防止規程」に定めている。個人情報保護については「個人情報保護指針」、「個人情報保護規程」を定めている。さらに学内LAN、「ホームページ」の運用については、情報セキュリティを図るため、「情報セキュリティポリシーに関する規程」、「ネットワーク管理規程」、「論理的アクセス権に関する規程」、「コンピュータウィルス対策規程」、「ホスト・サーバ設置運用規程」、「情報セキュリティに関する監視及び監査規程」、「情報セキュリティに関する事故報告規程」、「情報セキュリティに関する規程管理規程」及び「情報セキュリティに関する例外運用管理規程」を通じて、情報の安全と個人情報の保護を図っている。

研究面の一般的な倫理規程は定めていないが、独自のものとして、「本学主催、または本学の教育に関連して催される曲目に含まれる人権問題についての指針」を定めている。

11-1-② 組織倫理に関する規定に基づき、適切な運営がなされているか。

一般的な倫理規範は「就業規則」に定めており、問題は生じていない。学生、教職員に対するハラスメント予防のために、それぞれ別の構成員からなるハラスメント相談員制度を設けている。

個人情報保護に関しては学生、教職員、卒業生を含めると合計5,000人以上の情報を預かるため個人情報の保護を図っている。特に教育・研究面における個人情報保護とともに、2万人を超える卒業生の名簿に関して平成17(2005)年1月には併設短期大学卒業生を含む同窓会である「幸楽会」との間で「名簿管理システムの運用に関する申し合わせ」を締結し、大学と同窓会の交流と個人情報保護を進めている。

(2) 11-1の自己評価

組織倫理に関する高等教育機関としての責務は果たしていると考えます。

ハラスメント予防については学生・教職員から恒常的に相談を受け付ける体制を整備しており、問題が生じた場合は調査委員会を設置し、適正な措置を図るべく学長、理事長に具申するシステムを設けており、適切な運営を行っている。また平成17(2005)年度に外部専門家講師による全教職員を対象としたハラスメント講習会を開催した。

個人情報保護、情報セキュリティ保護などについての規程・組織体制を整備している。さらに同窓会との間で個人情報保護の協定を締結していること、及び教育・文化活動における人権保障についての組織的な研究・保障体制を有していることは本学独自の組織倫理

の保護として挙げるができる。

(3) 11-1の改善・向上方策(将来計画)

近年の情報公開、個人情報保護、自己点検・評価活動、大学の教育・研究情報の公開等社会連携活動の拡大が進む中で、組織倫理に関するいっそうの組織的取組みの必要性が高まっている。特に個人情報保護に関しては、個別の分野において保護の取組みを進めるだけでなく、全学的な観点から体制の整備を進めることが急務である。

11-2. 学内外に対する危機管理体制が整備され、かつ適切に機能していること。

(1) 事実の説明(現状)

11-2-① 学内外に対する危機管理体制が整備され、かつ適切に機能しているか。

現在行っている危機管理に関する諸施策は下記の通りである。

① 火災等の災害対策

冊子「防災のしおり」を「本校」、「O号館」、「K号館」、ザ・カレッジ・オペラハウス「附属音楽幼稚園」、「豊南寮」の計6種類発行し、火災や事故等の緊急事態が発生した場合の対処方法をマニュアル化している。また所轄消防署の指導を受け、平成18(2006)年2月には「大阪音楽大学自衛消防隊規程」を制定し、火災時の指揮命令、役割分担などを具体化した。

② 学生、教職員の避難訓練等の対策

火災、地震の際の避難は「防災のしおり」においてマニュアル化している。また毎年2回実施予定の消防訓練においても避難誘導を積極的に取り入れている。

③ コンピュータのセキュリティ対策

「情報セキュリティポリシーに関する規程」を始めとする諸規程により情報保護、個人情報の保護、ウイルス対策等、セキュリティの確保に関する具体的な方策を定めている。またシステム管理室を設置し、専従の担当者が万全を期している。

④ 省エネ及び地球環境保全対策

自治体の施策等に協調し、資源のリサイクル化、エアコンの温度管理などに積極的に取り組んでいる。

⑤ その他

学外の建築家からコンサルティングを受け、耐震補強やアスベスト除去工事を行うなど校舎の安全性確保に努めている。総合的な危機管理対策については危機管理体制を整備中であり、「危機管理規程」作成に向けて準備を行っている。

(2) 11-2の自己評価

防火・防災・避難訓練等の対策については学内の体制や地域防災システムとの連携関係は整備している。また情報セキュリティなどのソフト面の危機管理体制についても全学的・専門的管理を実施している。資源リサイクル、耐震、アスベスト対策についても情報を公開しつつ実施している。

(3) 11-2の改善・向上方策(将来計画)

全学的な危機管理規程を検討中であり、平成19(2007)年度制定、施行を目途に検討を行っている。

情報セキュリティに関しては、社会全体と同様に学内におけるコンピュータ取扱いデータ等の飛躍的増大とセキュリティ対策の強化の観点からサーバ容量の増大や迅速な対策を行う必要がある。

11-3. 大学の教育研究成果を公正かつ適正に学内外に広報活動する体制が整備されていること。

(1) 事実の説明(現状)

11-3-① 大学の教育研究成果を公正かつ適正に学内外に広報活動する体制が整備されているか。

演奏及び作品発表の広報については、定期演奏会、卒業演奏会、授業成果発表会を初めとして、ザ・カレッジ・オペラハウス、ミレニアムホールその他の施設における演奏活動が数多く企画・実施され、それぞれの広報に関しては「ホームページ」における「演奏会情報」、「特別講義・公開講座」に関するインフォメーションの掲載、学内放送及び学内特設掲示板による毎日の案内などを行っている。さらに大学広報誌「Muse」(年間9回、各3万4千部)を発行し、学外に向けても広報する体制を整えている。同誌には各種演奏会情報とともに演奏会の報告・批評記事を数多く掲載している。

近年においてはオープン・キャンパスを実施し、その年間開催回数も増加している。

論文等の研究成果公表の機会としては「大阪音楽大学研究紀要」と、大阪音楽大学音楽博物館の年報「音楽研究」があり、いずれも毎年公刊しているが、研究成果についての公表は未だ十分であるとは言えない。

図書館、音楽博物館、各教育施設などに所蔵する音楽文献をデジタル化し、検索可能とするために図書ばかりではなく楽譜、レコード等の音楽教育研究データベースの作成の第一次計画が平成17(2005)年度より進行中であり、検索システムが一部使用に供されている。

(2) 11-3の自己評価

教育成果の学内外に対する公表は演奏・創作活動を中心に積極的かつ組織的に行われている。研究内容の公開については、教育活動とともに学内外の演奏・創作等の発表を通じて行われている。また2種類の紀要を発行して社会に向けた研究成果の公表を行っている。これを研究情報の定期的・継続的な公開に進める必要がある。

(3) 11-3の改善・向上方策(将来計画)

社会に向けてさらに教育研究成果の公表を進めるために、教育研究データベースの作成を進めている。平成18(2006)年度までにデータベースの作成を完了し、「ホームページ」において公開する予定である。また教員の研究分野の紹介を「ホームページ」上で行っているが、今後は教員の研究成果の公開をいっそう進める。

【基準 1 1 の自己評価】

大学の社会的責任は教育研究の還元だけではなく、社会の構成者として組織倫理を確立することが必要である。その意味で大学が果たす役割・責任は一層の重みを増してきている。建学の精神に基づき社会への発信地としての役割を常に確認しながら、地域・社会に密着した大学であり続けることが社会的責務であると考えている。組織倫理、危機管理、教育研究の公開と広報活動については事業計画に組み込んで計画的に進めることが必要である。

【基準 1 1 の改善・向上方策（将来計画）】

創立以来90年の歴史を踏まえ、建学の精神に則った本学独自の特色ある教育・研究を推進し、地域に貢献していくことが、社会的責務を果たすことになると思う。さらに次の10年間には創立百周年を迎えるに当たって、より社会に開かれた音楽大学の社会的責務追求を推進する。

情報化と国際化に対応する教育研究推進のための環境づくりを進めることが社会的責務を果たす道であると考えている。そのために社会との間に双方向のコミュニケーションを構築するとともに、「教育研究データベース」の「ホームページ」公開に向けて準備を進めている。